

第98回あるべき税制委員会、第115回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

平成31年4月25日、あるべき委員会と国際課税委員会の合同委員会を開催しました。PWC 税理士法人の小林秀太さん、山岸哲也さん、山口晋太郎さんから、「米国トランプ税制—GILTI, FDII, BEAT」について報告をいただき、議論しました。資料は別添です。

話の概要は以下のとおり。

- ・17年米国税制改正で、国際税制関係は10年間で3000億ドル程度の増税が見込まれている。内、BEAT, GILTIで2600億ドル程度の増税となる。すでに2018年12月から新たな税制に基づく計算、申告作業が始まっている。
 - ・米国の国際課税は、GILTI(グローバル無形資産低課税所得の合算課税)の導入により、テリトリアル税制、CFC税制とあわせて3重構造になった。大変複雑で、プランニングの相談も増えている。
 - ・FDII(国外由来無形資産所得)については、最大37.5%の所得控除が認められる。米国に無形資産を持って来れば減税になるということで、GILTIの裏返しといえる。
 - ・BEAT(税源侵食濫用防止税)は、利子やロイヤルティーを加算して、ミニマムタックスをかけるというものであるが、2016年の共和党ブループリントの国境調整税からの経緯がある。米国企業と米国外企業との競争条件の公平化を目指すものという位置づけである。
- これに対して種々議論しました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。